



御挨拶

旭川市森林組合

代表理事組合長 小檜山 隆

春陽麗和の季節となり、組合員の皆様にはご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当組合事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

第47回総代会開催にあたり総代多数のご出席を賜り13件の提出議案が原案どおり議決されましたこと感謝申し上げます。

今回の役員改選で引き続き代表理事組合長の職責を担う事になりました。今後とも宜しくお願ひ申し上げます。

さて、林業界の長年の願いであった森林環境税(仮称)が平成31年度から創設される事になりました。森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、国民一人一人が等しく負担をし国民皆で森林を支える仕組みとして平成36年度より国民皆様からご負担して頂く事になりそうです。平成31年は新たな森林管理制度の施行とあわせて実行される見通しです。「森林・林業・山村未来創造運動」に掲げた目標達成に向け事業展開し

て参りますが、上川管内における森林整備予算は、公共・非公共あわせて前年比72%の配分決定で本年度予算は厳しい見込みです。森林資源の循環利用と計画的な森林整備を組合員の御理解を頂き実施して参ります。昨年の課題であった林道の草刈整備は、各地区の声として両行政に要望し実現出来るよう取組んで参ります。森林環境教育は、子供から大人まですべての世代を対象に様々な講習会を実行し木育活動に取り組んで参ります。

森林認証取得は管内の行政や組合と協調を図り、組合員皆様のご理解ご賛同を頂けるよう取り組んで参ります。

最後に、東神楽町森林組合との合併は、将来的展望を踏まえ話を進めて参りたいと考えております。役員一同、組合の経営基盤強化、財務強化を図って参りますので、組合員各位の一層のご協力、御理解を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

第47回平成30年度普通総代会開催のご案内

平成30年2月27日、旭川市民文化会館において第47回通常総代会が開催されました。

今回は総代並びに役員改選期にあたり、30年1月24日に決定した総代が出席しました。総代定数209名のうち本人出席

110名、委任状18名、書面決議37名、合計165名の出席により開かれしました。議長には東旭川地区の坂井伸良総代が選任され、全議案とも原案どおり可決承認されました。

議案審議(10期)には土田孝一様、高



H30.2.27 総代会風景

山勇様の2名に小檜山組合長から賞状と記念品が贈呈されました。

その後、平成29年度上川総合振興局森づくりコンクールにおいて優秀賞に入賞された南武様、上川総合振興局南部森林室、小林室長より賞状と記念品が贈呈されました。

開会挨拶で小檜山組合長は平成29年度事業概況について、北海道森林づくり基本計画の「森林資源の循環利用の推進」と「木育の推進」を中心に事業に取り組んで参りました。

森林整備事業は、予算配分が計画比87%の中で445haの森林整備を実施。森林整備地域活動支援交付金事業は、施業要件が大きく改正され、各地区での路網整備と集約化施策を取り組むことが十分に出来ず、今後の課題として検討致します。

新たな取り組みとして、熊の出没で一般開放が中止となった「世の平」のタケノコを、上川中部、北部の両森林管理署と副産物買受契約し、組合事務所と遊湯びつぷにて販売致しました。森の恵を分け合い組合と市民、町民のふれあいの機会を持たせて頂きました。

木育マイスターを中心に松の枝等

を活用してのリース作り、きのこ食毒講習会、原木に駒菌を植菌するホダ木作成の講習会、事業用地での桜の植樹を行いました。

平成29年度は事業総収益164,618千円、当期剰余金3,894千円、当期未処分剰余金9,081千円を計上することができました。

平成30年度の事業方針については、森林経営計画を基本に主伐、再造林の確実な実施と造林未済地の解消に努めるとともに、森林整備を担う人材育成と労働災害防止に努めます。

今、道内では、森林認証取得の動きが広がり上川管内においても、昨年7月に準備会を立ち上げ平成30年度中に協議会が設立予定です。組合員の森林を明確な材として証明書を付けブランド化をはかり、川上から川下へ消費者の安全、安心を守る取り組みとしてご理解、ご賛同頂けるよう取り組んで参ります。

合併について、昨年2月に東神楽町森林組合から合併を考えて頂きましたの申し入れがあり、理事会にはかり、まずは話を聞く事で代表者の顔合せ、話し合いが3回。その後、両組合とも役員改選期を迎え次の新役員で話し合う事で本日を迎えました。

当組合も経営基盤拡大のため是非とも必要な地区と考え合併に向け話を進めて参りたい。話が進みましたら皆様に報告、相談したいと思っておりますので前向きな話し合いに御理解をお願いしたいと挨拶しました。

総代会には来賓として、上川総合振興局上川南部森林室室長、小林様、旭川市農政部森林整備課課長、松本様、旭川市議会森林・林業・林産業活性化推進議員連盟会長、安田様、北海道森林組合連合会参事、富田様からご挨拶を頂き、このほか多くのご来賓方のご臨席を賜りました。

議案

- 議案第1号
平成29年度事業報告書及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細表及び剰余金処分案）について
- 議案第2号
平成30年度事業計画の設定について
- 議案第3号
平成30年度賦課金の額、徴収時期及び徴収方法の決定について
- 議案第4号
平成30年度内における借入金の最高限度額決定について
- 議案第5号
平成30年度における一組合員に対する貸付金の最高限度額の決定について
- 議案第6号
一組合員の負担する債務に対する債務保証の最高限度額及び事業年度内における債務保証の最高限度額の決定について
- 議案第7号
余剰金の預け入れ先の決定について
- 議案第8号
各種補助金の代理申請に係る事務取扱手数料率の決定について
- 議案第9号
平成30年度役員報酬決定について
- 議案第10号
組合員の除名扱いについて
- 議案第11号
役員選任について
- 議案第12号
退任役員に対する慰労金の支給について
- 議案第13号
定款及び規約の一部改正について
- 付帯決議
議決事項中、権利義務に関与しない字句修正、その他軽微な事項については、組合長に一任されたい。

平成30年度事業計画

●運営の基本方針

- (1) 新系統運動「森林・林業・山村未来創造運動」に掲げた目標達成に向け、森林経営計画組替を速やかに実施して参ります。
- (2) 将来を見据え計画的かつ柔軟に森林整備を進めて参ります。また、本格的な利用期にある組合員への利益還元に努めます。
- (3) 施策要件が大きく変わった森林整備地域活動支援交付金事業は、旭川市、比布町の両行政支援のもと取組み、昨年の課題であった林道の草刈整備は行政に要望し、着実に実行に繋げて参ります。
- (4) 緑の雇用対策事業を継続し森づくりを担う人材育成と指導に努め、安全作業の徹底を図り労働災害発生防止に努めます。
- (5) 森林づくりに対する市民、町民の理解を図るため地域の関係者と連携し幅広く木育活動に取組みます。
- (6) 森林認証取得に向け組合員への推進に努める。

●指導部門

- (1) 新系統運動「森林・林業・山村未来創造運動」の実践
- (2) 造林、除間伐、下刈、路網整備等の企画推進及び指導
- (3) 平成30年組替となる森林経営計画

の作成

- (4) 木育活動（マイ箸作り、キッズ講座、きのこ食毒講習会、リース作り）
- (5) 森林認証取得に向けた推進
- (6) 山火事予防と不法投棄防止の啓発
- (7) 組合員への情報発信（広報誌の発行、森林施業現地検討会、懇談会）



木育活動（マイ箸作り）

●販売部門

- (1) 集約化で素材生産コストの低減を図り、組合員の経済的利益向上に努める
- (2) 系統販売力を基本に有利販売に努め、組合員の利益還元を努める

- (3) 薪の販売、特用林産物の販売
- (4) 公共工事用土木資材「O&Dウッド」の取扱

●森林整備部門

- ・森林整備事業
- (1) 森林経営計画を基本に森林環境整備事業（公共）を積極的に活用し、森林所有者合意の下で森林整備事業を実施
- 森林整備計画

植林	45 ha
被害地造林	18 ha
下刈	157 ha
利用間伐	91 ha
皆伐	50 ha

- (2) 搬出間伐・下刈・植林に対し森林所有者負担を願い森林整備の推進に努める
- (3) 主伐地に対する確実な再造林を行い、造林未済地の解消に努める
- (4) 労働災害防止に向けた講習会、研修会、安全大会を開催しゼロ災害に努める

・利用事業

- (1) 森林整備地域活動支援事業を旭川市と比布町で取組む
- (2) 請負事業と市・町有林入札への積極的参加により信頼ある施業で事業量拡大を図る

- (3) 緑の雇用現場技能者育成推進事業で林業の担い手を育成

- (4) 森林保険の加入推進と災害時に於ける被害調査、申請事務

・購買事業

- (1) 造林用山行苗木、緑化木、果樹苗

木の斡旋

- (2) 野鼠駆除剤の斡旋
- (3) きのこ栽培資材の斡旋（原木、ほだ木、各種菌）
- (4) 暖房器具の斡旋
- ・林地供給事業
- (1) 林地流動化情報の収集、林地斡旋、売買
- (2) 森林経営計画の認定を受けることが確実である組合員への供給、斡旋
- ・金融事業
- (1) 林業改善資金及び日本政策公庫資金の取扱い事務



H30.4.12 きのこ栽培講習会（比布）

●その他

- (1) 組織体制の検討
- (2) 林地流動化に伴う組合所有林の取得等について
- (3) コンプライアンス態勢の強化
- (4) 事業用地の活用について

総代10期 勤続者表彰

総代会の席上において、旭川市森林組合表彰規程にもとづき永年勤続者に対し、表彰状と記念品を贈り、永年にわたる労をねぎらいました。受賞された方は、次の3名です。おめでとございました。



左から小檜山組長、土田孝一さん、高山勇さん

総代10期29年表彰
1区 江丹別・神居 土田孝一様
1区 江丹別・神居 高山勇様
3区 東旭川 内山敏様

上川総合振興局森づくりコンクール 南武氏優秀賞を受賞

平成29年度上川総合振興局森づくりコンクールに南武氏が東旭川町に所有するトドマツ30年生の林分が優秀賞に入賞し、通常総代会の席上で上川総合振興局上川南部森林室 小林室長より表彰状が手渡されました。

南さんは、東旭川に14haの山林を所有し、うち11haはトドマツを主体とする人工林です。森林との出会いは、農業を営んでいた祖父と父が農廢地に植林し、森林の育成を行っていたことで、祖父や父に連れられて山に行つたのが始まりです。山では植栽の手伝いをし、鎌等が使えるようになると、下刈やつる切り、除伐等の作業を父などと共に行いました。

社会人になってからも、仕事の合間には山に行き保育作業に汗を流すなど、山への愛着は変わらず、今でも父から引き継いだ山を大事に育てています。



左から小檜山組長、南武さん、小林室長

森林認証をめぐる上川管内の動き

森林認証取得の概要

近年、地球温暖化や自然環境に対する関心が高まり、森林認証の役割が目まぐるしく増えています。国際的な木材取引においては、森林認証材が標準になりつつあります。

森林認証は、独立した第三者機関（認証機関）が一定の基準等に基づき、森林または経営組織などを審査・認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品を分別し認証マークをつけ消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な森林管理の促進と木材の利用を図ることを目的とした制度です。

一定の基準とは、「生物多様性・土壌及び水資源の保全と維持など自然環境に配慮しながら適正な伐採・更新、保育・間伐など適正な森林の管理を行い、地球温暖化防止に寄与する二酸化炭素の吸収・固定源として貢献できるように努める」ことです。

道内では、森林組合が主体となつて、オホーツク・十勝・胆振・後志管内がすでに取得し、現在は渡島管内が取得に向け作業を進めています。

この上川管内においては昨年7月に準備会を立ち上げ、現在上川総合振興局管内の全市町村と森林組合が一体となって取得に向け「上川森林認証検討会」を立ち上げ、協議を重ねているところです。平成30年度中に話し合いをまとめ、「上川森林認証協議会」が設立予定です。来年度早々に森林認証を取得する計画で準備が進められております。

組合員の皆様には、森林認証の取得に賛同いただき、取得に同意頂きますようお願い致します。

取得する森林認証制度

「緑の循環」認証会議SGFEC（エスジェック）
2016年6月にPEFCと相互承認

道内の地域でほとんどがSGFECを取得

森林組合が取り組む期間

平成30年度～平成35年度
（平成30年度は準備期間、認証期間は基本的に5年間、その後更新）

対象森林

上川総合振興局管内に所在する森林経営計画を樹立した森林

取得方法

森林組合が所有者の皆様と「森林経営委託契約」と「同意書」を結び、市町村と森林組合等で構成する「上川森林認証協議会」が一括して取得

取得に要する経費

上記の取得費は、管内の市町村と森林組合で負担する予定です

取得予定時期

地元森林組合と上川森林認証協議会で事務を進め、平成31年度早々に認証取得予定です



H30.1.26 上川管内森林認証会議

旭川市森林組合役員紹介

去る2月27日の総代会で選任されました新執行体制の役員を紹介致します。
今後共宜しくお願い申し上げます。



理事
安田 進
(選任区 2区)
新任



上席理事
明田 教義
(選任区 5区)
再任



上席理事
木津 勝
(選任区 3区)
再任



代表理事組合長
小楡山 隆
(選任区 3区)
再任



理事
椿 芳夫
(選任区 2区)
新任



理事
安孫子 順一
(選任区 4区)
新任



理事
武石 正志
(選任区 1区)
再任



理事
角 一郎
(選任区 4区)
新任



監事
鈴木 富士夫
(選任区 1区)
新任



代表監事
高倉 忠
(選任区 3区)
再任



理事
遠藤 正明
(選任区 5区)
再任



理事
品川 功
(選任区 1区)
新任



理事
青木 昇
(選任区 4区)
3期8年



上席理事
鷲尾 嘉一
(選任区 2区)
2期5年



上席理事
高山 和雄
(選任区 2区)
4期11年



代表監事
大政 正成
(選任区 1区)
5期14年



理事
渡辺 良次
(選任区 1区)
1期3年



理事
水野 清志
(選任区 4区)
5期11年

退任役員挨拶

森林組合の役員として永きに亘り事業運営に参画出来ましたこと思い出多い経験になりました。組合員各位の御協力を戴き職務を全うすることが出来たこと心からお礼申し上げますと共に、組合員の御繁栄と組合の御発展を祈願し退任のご挨拶とします。

役職員総代名簿配布の中止について

総代、役員改選期に総代全員に役職員総代名簿(手帳)を配布しておりましたが、手帳の配布について地区別懇談会でご意見があり理事会等で協議した結果、今回より各総代への配布を中止とさせていただきます。

尚、前回まで配布しておりました総代手帳は、それぞれ適切に破棄して頂きますよう、宜しくお願い致します。

組合の役員として、永年に亘り組合の事業推進にご尽力をいただきました江丹別・神居地区の元役員松浦隆様が亡くなられました。また、前総代4名の方が、この1年間に亡くなられました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

(元)	役員	松浦	隆	平成三十年	二月	二日
(前)	総代	高内	金邦	平成二十九年	八月	二十日
(前)	総代	竹内	敏	平成二十九年	九月	八日
(前)	総代	早川	敏	平成二十九年	十一月	四日
(前)	総代	荒明	祐	平成二十九年	十二月	二十三日



目指そう森林新時代

旭川市森林組合の森林づくり十ヶ条

- ・森林づくりは人づくり
- ・景観に優れた美しい森林づくり
- ・適期作業で良質材生産の森林づくり
- ・生命力に溢れた健康の森林づくり
- ・未来に引き継ぐ資源の森林づくり
- ・水を蓄え国土を守る安心の森林づくり
- ・心を豊かにする文化創造の森林づくり
- ・地球温暖化を防ぐ緑の森林づくり
- ・地材地消で経済性豊かな森林づくり
- ・活力ある組合 信頼の森林づくり

PROFILE

名称 旭川市森林組合
 設立 昭和45年3月26日
 所在地 北海道旭川市
 工業団地3条1丁目2番15号
 代表電話 0166-36-4268
 Fax番号 0166-36-4290
 代表者名 代表理事組合長 小楡山 隆
 従業員数 24名
 組合員数 1,269人
 森林所有面積 9,680ha
 出資金 92,716千円
 事業区域 旭川市比布町の区域
 email: asahikawa@a-sinrin.com
 URL: http://www.a-sinrin.com



森林保険

あなたの山林は 災害に対して万全ですか？

“まさか”より“もしも”のための森林保険に加入しましょう。
 あなたの大切な森林に生じる損害を、わずかな掛金で国が確実にてん補します。
 保険契約した森林が次の災害により損害を受けたときに保険金が支払われます。
 お申し込みは旭川市森林組合へ。

8つの災害を補償



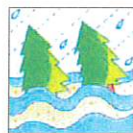
1 火災

山火事で受けた損害



2 風害

暴風による幹折れ、根返りなどの損害



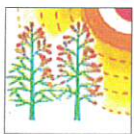
3 水害

豪雨、洪水による埋没、水没、流失などの損害



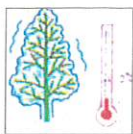
4 雪害

大量積雪による幹折れ、根返りなどの損害



5 干害

乾燥による枯死などの損害



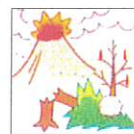
6 凍害

凍結、寒風などによる枯死などの損害



7 潮害

潮風、潮水浸水などによる枯死などの損害



8 噴火災

火山噴火による焼損、幹折れ、埋没、根返りなどの損害

旭川市森林組合